

べき語であるが、然も實際驛站の兀刺赤の従事した職務を見ると、これは驛馬に乗る使臣の引送に従事するのが主要の役目であつたやうである。その證は經世大典站赤一に、至元二年閏五月六日中書省が各處の站官に降した劄符を記して、

令<sub>下</sub>兀刺赤等。今後引<sub>レ</sub>送往來使臣<sub>一</sub>。止由<sub>レ</sub>正站<sub>一</sub>走遞<sub>上</sub>。毋<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>西經<sub>下</sub>行不<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>站驛<sub>一</sub>之處<sub>上</sub>。倒<sub>レ</sub>換鋪馬<sub>甲</sub>。

と見え、同站赤二、至元十年九月中書兵部が立てた程法を記した中には

一。依<sub>レ</sub>驗<sub>レ</sub>劄符<sub>一</sub>應<sub>レ</sub>付正馬<sub>一</sub>外。其元來兀刺赤。已給<sub>レ</sub>馬者聽。無<sub>レ</sub>馬者徒步引送。許<sub>下</sub>乘<sub>レ</sub>正馬<sub>一</sub>以回<sub>上</sub>。仍關<sub>レ</sub>前

路<sub>一</sub>照會。

と見え、各驛で使臣に正馬を給するのは勿論であるが、使臣と共に來れる兀刺赤には、初めから馬を給せられて居るものには各驛でもまたこれを給することを聽すが、然らざる場合には、兀刺赤は徒歩で使臣を引送し、その歸路には用を濟ませた正馬に乗つて歸ることを許すと定めてあり、また同十二年十一月二日の條にも

省部議下<sub>レ</sub>合屬<sub>一</sub>。今後無<sub>レ</sub>令<sub>下</sub>兀刺赤人等。引<sub>レ</sub>送使臣人員<sub>一</sub>。無<sub>レ</sub>站去處經行<sub>上</sub>

というて、兀刺赤が使臣の經過する場合に、その引送に従事したものであることを示してゐる。なほ同書站赤四に至元三十年四月に監察御史が驛馬の濫用を禁止すべきことを述べた言を載せて、

河南府湖城站駄<sub>一</sub>運葡萄酒<sub>一</sub>。實爲<sub>レ</sub>正馬六十二疋<sub>一</sub>。押運官及行李兀刺赤等復乘馬四十九疋。通計一百一十疋。：

…今後…兀刺赤徒步以從。云々

というてゐる。以上挙げた例だけに依つても、兀刺赤は驛に在つて車馬を典り、驛馬を掌る如き役人ではなく、使